

ー学校生活のきまりー

明るく楽しい共同生活を営むためには、規律の維持が大切である。われわれの学園を自由でしかも規律あるものにするため、以下の心得の趣旨を理解し、これを自主的に実践するよう努めよう。

1. 登校・下校

- (1) 始業時刻は午前8時30分であるが、朝学習開始の8時25分の予鈴までに登校すること。なお、7時30分以前の登校は見合わせること。
- (2) 授業終了後は規定の時刻までに下校すること。
下校時刻は午後4時55分とする。部活動その他で止むを得ぬ事情があって4時55分以降も居残る必要のある時は、所定の用紙に必要事項を記入して、監督の先生の許可を得てから生活指導部に届け出、監督の先生の指導のもとに活動すること。但し、この場合も最終下校時刻は午後7時とする。この際の届け出は、おそらくとも当日の昼休み終了時までに行うこと。
- (3) 日曜、祭日その他休日の登校は認めない。但し、止むを得ない事情のある場合には、監督の先生の指導がある場合に限って認められる。この場合所定の用紙に必要事項を記入し、監督の先生を経て生活指導部に提出すること。
登校の際は、通常の登校時と同じく、本校生徒としての生活規律に従うこと。

(4) 警報発令時の休校規定

天候不順により、板橋区に大雨・洪水・暴風のいずれかの警報が出ている時、または同様に大雪・暴風雪の警報が発令されている時、対応は以下のように規定する。

① 午前6時の時点で警報が出ているとき→自宅待機とする。

② 午前11時の時点で警報が解除されているとき→5校時（13：20）より授業を行う。

（13：00 H R）

③ 午前11時の時点で警報が出ているとき→臨時休校とする。

警報の情報は、気象庁HP・気象情報（177）・NHKニュース等で確認できる。

学校は休校ではないが、居住地区に警報、交通機関の乱れがあったとき、その際の出席については個別に考慮するので無理に登校しないこと。

規定外の警報・悪天候・災害・交通機関の乱れ等は、別途判断する。

上記①～③の対応の場合でも、規定外の対応の場合でも、緊急連絡メール配信（はなまる連絡帳）とTwitterにより対応を発信する。

学校のHPには、午前9時以降に情報を掲載する。

学校への電話等の問い合わせはしないこと。

警報の有無にかかわらず、荒天時には十分に安全を確保すること。

2. 欠席・遅刻・早退・忌引・公欠

(1) 欠席、遅刻等の際には、8：00～8：30、家庭から学校宛に電話等で連絡すること。なお、一週間以上にわたる欠席の届け出には必要書類を添えること。

(2) 出席は8時30分にホーム・ルームでとり、それ以後を遅刻とする。

(3) 早退するときには、生徒手帳にその旨記入し、必ず担任または同一学年の先生の許可を受けること。

(4) 在校時間内の外出は認めない。但し、止むを得ない事情のある場合には、担任の許可を得、生徒手帳に許可印をもらってから外出する。

(5) 忌引日数は次の通りである。

父母 7日、祖父母・兄弟姉妹は 3日

曾祖父母・伯叔父母・姪甥・従兄弟姉妹は各 1日

(6) 公欠の扱いを受ける場合は、担任及び顧問の認印を受けた公欠届を教科担任に提出すること。

3. 自治活動

(1) 生徒会、ホーム・ルーム、部、委員会等の役員は、その任務の遂行に務め、その成員は所属する団体の活動を円滑にするよう積極的に協力すること。

(2) 他校の生徒会や部等と共同して活動する時、または他の団体に加盟する時は、必ず担任または顧問の先生を通して生活指導部に届け出ること。

(3) ホーム・ルーム、部活動以外で会合したい時は顧問の先生を求めてその承諾を得たうえで、会合の趣旨・目的・人数等を生活指導部に届け出ること。

(4) 部活動その他で校内に掲示する時は、生活指導部に届け出ること。校内における印刷物・掲示物については、別に定められたルール(→P19)を守ること。

4. その他の

- (1) 貴重品や学習に無関係な遊具類を持参しないこと。また所持品の管理に留意すること。
- (2) 所持品の消失、物品の拾得等の際は、生活指導部に届け出ること。
- (3) 原付自転車、自動二輪、自動車による通学は禁止する。
- (4) アルバイトは原則として禁止する。
- (5) 宿泊を伴う旅行をする時は、保護者の同意を得た「旅行届」を担任に提出すること。
- (6) 校外生活については、一般的社会通念によって認められるルールに従って行動すること。

一服装のきまり一

1. 校服 制服は下記のようとする。

ブレザー、ズボン、スカート、ネクタイ、リボン

夏用：各学年、学校指定のシャツ

冬用：白のワイシャツ。

男子の制服の靴下は指定なし。

女子の制服の靴下は、無地・地味な色のハイソックスとする。

防寒着は、華美でないものとする。またベスト、セーター、カーディガンは無地でVネックのものとし、色は白・紺・黒・グレー・茶とする。

スカートの丈については、ひざ上こぶしひと程度を目安とし、それより短くしてはならない。

教育の場としての学校はまとまりを求めるとともに、生徒各人の清潔で質素な着こなしを期待している。

服装は自己を表現する手段であるとともに、他人からその人がどう見られるかを示すものもある。学校での勉学に適した、きちんとして、清潔で趣味のよいつまりいのとれた服装をするように心がけること。

2. 更衣 (ころもがえ)

6月1日より9月30日までは夏服とする。

但し、移行期間を設け、その期間に限り、夏服

または冬服どちらかの着用も許可する。

3. その他

靴は登下校にふさわしいものをはくこと。

頭髪は常に清潔で自然な状態を維持し、染色・脱色等手を加えることを禁止する。

ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット等の装身具類と、メイクは禁止する。

—自転車通学のきまり—

1. 許可制

近距離通学者はできるだけ徒歩によって通学することが望ましいが、交通機関等を利用すると不便であり、通学路の安全性が確認される場合、自転車通学を認める。

2. 申請の方法

入学時に自転車通学を希望する者は、担任より届け出用紙をうけとり必要事項を記入のうえ、担任を通して生活指導部へ提出する。許可された者は、後日ステッカーが生活指導部より交付される。

3. 自転車通学者に対する注意

(1) 許可ステッカーを、見えやすい場所に自転車にはがれぬようにはること。(ステッカーは有料 80円)

(2) 自転車は施錠して、所定の自転車置場に置くこと。

(3) 道路交通法の遵守を心がけること。

- ・歩行者優先

- ・並列走行禁止

- ・信号の厳守

- ・二人乗り禁止

- ・傘をさしての運転禁止(雨天時は雨具使用)

- ・ヘッドホン、イヤホン、携帯電話を使用しての運転は禁止

(※道路交通法を守れない場合は自転車通学許可を取り消すこともあります。)

一掲示物・配布物のきまりー

校地内で掲示したり PR用のビラの類を配布しようとする者は、次のきまりに従うこと。

1. 掲示や配布をするものは、原則として生徒会活動等本校生徒の校内生活に深い関わりを持つものとする。

その際

ア. 内容が事実に反したものであったり、個人の誹謗や中傷にわたるものであってはならない。

イ. 特定の政治団体や宗教団体の宣伝や誹謗・中傷を目的とするものであってはならない。

ウ. 営利的行為につながるものであってはならない。

2. 掲示や配布をする時は、その責任者があらかじめ部顧問や担任に相談したうえで、生活指導部の承認を求ること。

3. 掲示や配布をする者は、責任者の所属・氏名を明記し、指定された場所に掲示し、また承認された場所で配布すること。その際、授業等のさまたげとならないように注意すること。

掲示物や配布物に関して、環境の美化に責任をもつこと。

4. 大きさ、枚数、期間等はおよそ次の通りとする。

掲示物

ア. (大きさ) 模造紙の半裁以下

イ. (枚 数) 5枚以内とする

ウ. (期 間) 1週間以内
配布物

ア. (大きさ) 半紙大以下

イ. (枚 数) 生徒総数以下とする

ウ. (期 間) 1日以内